



金融商品の税務上の評価

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日下, 文男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001187

金融商品の税務上の評価

日 下 文 男

目次

- I はじめに
- II 有価証券
 - 1 問題の所在
 - 2 有価証券の保有目的による区分
 - 3 「その他有価証券」の会計上と税務上との取扱いの違い
 - 4 上場有価証券等と上場有価証券等以外の有価証券
 - 5 時価のない有価証券
 - 6 有価証券の強制評価減
- III デリバティブ取引
 - 1 問題の所在
 - 2 デリバティブ取引と時価評価
 - (1) 法人税法上の規定
 - (2) 割引現在価値（収益還元法）の採用
 - 3 債務保証等類似デリバティブ取引等
 - 4 裁判例
- IV 金銭債権
 - 1 問題の所在
 - 2 会計上の金銭債権の区分とその評価方法
 - (1) 金銭債権の区分
 - (2) 金銭債権の評価方法
 - 3 貸倒実績率の計算方法
 - 4 一般債権、一括評価金銭債権の範囲
 - 5 キャッシュフロー見積法
 - 6 会計上と税務上の貸倒見積高（貸倒引当金）算定のあり方
- V おわりに

I はじめに

平成12年度の法人税法改正では、金融取引課税の抜本的な改正が行われた。すなわち、企業会計における金融商品の時価評価の導入（平成12年4月1日以降開始事業年度から実施）に併せて、金融取引課税にも時価評価の制度が導入された。租税法では、金融商品の評価について技術的な計算手法をもち合わせていないので（デリバティブの時価算出方法など）、必然的な結果として会計上の規定を踏襲した形で租税法に導入されることとなった。

1999年1月22日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、この意見書の前半部分を「金融商品会計意見書」、後半の基準部分を「金融商品会計基準」という）がある。さらに、上記の金融商品会計基準の設定を受けて、日本公認会計士協会は、実務上の個別問題についての具体的な考え方、判断基準、会計処理及び表示方法等を整理統合して、「金融商品会計に関する実務指針」（2000年1月31日、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号、以下、「金融商品会計実務指針」という）を公表している¹⁾。

これらの金融商品会計意見書、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針（以下、これらを総称して「金融商品会計基準等」という）をもとに、あるいはこれを参考にして、法人税法本法、同施行令、同施行規則、同基本通達が定められたのである。そのようななかで、金融商品会計基準等の規定内容をそのまま法人税法に取り込んだものの、租税法の制度趣旨になじまない規定が存在する。例えば、「時価のない有価証券」の評価は、会計上も税務上も取得原価で評価するが、はたしてそれが租税法上適切かどうか。さらに、金融商品会計基準等の規定内容の一部を修正して導入したがはたしてそれが租税法上適切かどうかである。例えば、「その他有価証券」の評価については、会計上は時価で評価するが税務上は原価で評価する。このような不整合をどう考えるのか。一方、金融商品会計基準等の規定内容の一部を租税法に取り込まなかったものがある。例えば、会計上の貸倒見積高を算定する際に用いるキャッシュフロー見積法があるが、租税法に取り込まなかったことが適切かどうか検討することが必要である。

本稿では、有価証券、デリバティブ及び金銭債権の三つについて検討を加えるが、平成12年度の金融商品会計基準等の導入及び法人税法改正において、概して、会計上の取扱いと税務上のそれとで、有価証券に関しては一部取扱いを異にしているものがある一方、デリバティブに関しては会計上の取扱いを税務上もほぼ受け入れた。他方で、金銭債権に関しては、税務上一切沈黙をしたため、会計上の取扱いと税務上のそれとに不整合をきたしている。

したがって、本稿では、有価証券、デリバティブ及び金銭債権の三つの金融商品の評価の観点から、金融商品会計基準等と法人税法等の規定のいわば衝突している点を示し、その改

善策を明らかにしようと試みるものである。

なお、本論に入る前にここで「金融取引」、「金融商品」、「金融資産」、「金融負債」といった用語の定義及びその範囲を明確にする必要がある²⁾。

金融取引については、本稿では基本的に金融資産、金融負債そのものが取り引きされることと理解するとともに、文脈に応じて当該金融資産、金融負債に付随した取引（利子、信託報酬など）、リスクを引き受けることにより生じる取引（保険料、保証料など）を含めて用いることとする。

また、金融商品会計基準等のなかに、金融商品等の定義がなされている。まず、金融商品とは、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称していうこととする（金融商品意見書Ⅲ.一.1）。次に、金融資産とは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券をいう（金融商品会計実務指針4）³⁾。最後に、金融負債とは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務をいう（金融商品会計実務指針5）⁴⁾。さしあたり本稿では、金融商品、金融資産、金融負債の定義及びその範囲を会計学上のそれとして議論する。

Ⅱ 有価証券

1 問題の所在

平成12年度の金融商品会計基準等の導入及び法人税法改正により、売買目的有価証券について時価評価されることになった。

税務上は、時価主義について金融商品会計基準等の内容を踏襲した形で導入しているものの、一部、会計上の取扱いと税務上のそれとで異にしている点がある。例えば、「その他有価証券」の取扱いについて、会計上は時価評価をすることとしているが、税務上は原価で評価することとしている。このような不整合をどのように考えるかを本稿で検討する。

また、売買目的有価証券を原則的に時価評価するといいつつも、原価で評価することを法人税法施行令で許容している。はたして、そういった処理が妥当なのかどうか検討する。

さらに、有価証券の時価が著しく下落したときの取扱い、いわゆる有価証券の強制評価減が、金融商品会計基準等の導入以前は、税務上の取扱いが会計上のそれに比してより進行したものとなっていたが、導入後は逆に会計上の取扱いが税務上のそれに比して、強制評価減の取扱いが厳格なものとなされた。このような制度の変遷をみるとともに、会計上と税務上の

それぞれの取扱いの不整合をどのように調整するかを検討する。

2 有価証券の保有目的による区分

金融商品会計基準では、有価証券を保有目的等の観点から、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式及び関連会社株式、④その他有価証券に区分し、それぞれの区分に応じて、貸借対照表価額、評価差額等の処理を定めている（金融商品会計基準第三. 二. 1. 2. 3. 4)⁵⁾。

税務上も金融商品会計基準に準じて、有価証券を保有目的区分ごとに分類している。まず、期末評価額との関係では、有価証券を売買目的有価証券（時価法により評価するもの）と売買目的外有価証券（原価法又は償却原価法により評価するもの）とに区分している（法人税法61条の3第1項）。さらに、売買目的外有価証券は満期保有目的等有価証券とその他有価証券とに区分され、前者はさらに、償還有価証券と企業支配株式等に区分される（法人税法施行令119条の2第2項、同基本通達9-1-15）。

なお、税務上は、売買目的有価証券について、「市場価格」と「合理的な方法により計算した価格」を付すものとされ、前者を付す対象となる有価証券を価格公表有価証券と称して、これはさらに取引所売買有価証券、店頭売買有価証券及びその他価格公表有価証券から成るものとされる（法人税法施行令119条の13、同基本通達2-3-29~34）。

3 「その他有価証券」の会計上と税務上との取扱いの違い

企業会計における金融商品の時価評価の導入に併せて、金融取引課税にも時価評価の制度が導入された。有価証券の保有目的に従って会計上と税務上のそれぞれの取扱いを示すと次のようになる⁶⁾⁷⁾（法人税法61条の3、同施行令119条の2、119条の13）。

会計上の分類	税務上の分類		評価方法		評価差額の取扱い	
			会計基準	法人税法	会計基準	法人税法
売買目的有価証券	売買目的有価証券		時価法	時価法	損益に計上	課税所得に算入
その他有価証券	売買目的外有価証券	その他有価証券	時価法	原価法	資本に計上	—
		満期保有目的等有価証券	償却原価法	償却原価法	損益に計上	課税所得に算入
		企業支配株式等	原価法	原価法	—	—

上表のようにその他有価証券の取扱いが会計上と税務上では異なる。すなわち、会計上は時価法で評価をするが、税務上は原価法で評価する。会計上と税務上のそれぞれの規定内容は次のとおりである。

その他有価証券の内容はいわゆる持ち合い株式と呼ばれるものがほとんどであるが⁸⁾、会計上、その他有価証券は時価法で評価されるものの、時価による評価差額が当期の損益に反映されず、有価証券評価差額として資本等に計上される（金融商品会計基準第三.二.4）。

その他有価証券の特徴として、①売買目的有価証券が短期所有であるのに対して、あくまでも長期間保有し続ける株式であること、②外形的には売買目的有価証券と同様であり、よって株式の時価が存在するということである⁹⁾。このような特徴から、会計上ではその他有価証券（持ち合い株式とする）の場合も、保有目的が長期とはいえ、株価変動リスクをまともに受けている点は変わりはなく、評価損益を認識するのであるが、その長期保有目的であるという点を考慮して、損益計算書には影響させずに直接貸借対照表の資本の部を増減させるという工夫がされた¹⁰⁾。

他方で、税務上、その他有価証券の評価は原価法とし、課税所得に反映させないこととした。法人税法では、有価証券を売買目的有価証券と売買目的外有価証券と大きく二つに分け、売買目的有価証券は時価法を（法人税法61条の3第1項1号）、売買目的外有価証券は原価法を（法人税法61条の3第1項2号）それぞれの区分に応じて適用すると規定されている。このため、その他有価証券は売買目的外有価証券に分類され、原価法による評価とされた。

時価主義導入の経緯、つまり会計上の規定を踏襲して税務上も導入されたが、本来的にその他有価証券の評価を会計と税法と異なってもなんら問題はなく、その他有価証券の税務上の評価を会計上の取扱いと異なって原価法としてもさしつかえはない。しかし、次のようなことから、税務上、その他有価証券を原価評価することは若干の問題が生じる。

第一に、会計上、時価評価した額を貸借対照表上の資産と資本に反映させるとなると、税務上は原価評価であるので、会計上の総資産の額及び資本の額と税務上のそれらとは異なった額になる。それは、1株当たりの純資産価額（＝総資産の額÷総株式数、ただし会計上は純資産額という）を算出する際に会計上と税務上の金額は相違することになるのである。

このことは、後述する有価証券の強制評価減において問題となる。会計上、市場価格のない株式の強制評価減を行う場合、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額を算出する。そして、当該1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が当該株式の実質価額であり、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に市場価格のない株式の強制評価減を行う（金融商品会計実務指針92）。

一方、税務上、上場有価証券等以外の株式の強制評価減を行う場合、当該株式の価額は、

当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額として(法人税基本通達9-1-13(4))、取得原価との比較を行う。

株式の発行法人の貸借対照表上に占めるその他有価証券の価額が小さければ、会計上も税務上も、1株当たりの純資産価額(純資産額)は大きな差はないが、それが大きければ1株当たりの純資産価額の差は大きくなる。これは同じ資産であっても、評価方法が異なるため評価額が異なり、その結果1株当たりの純資産価額が異なり、会計上と税務上で評価損の計上額が異なることとなる^{11) 12)}。

第二に、原価評価されたその他有価証券を売却することによって、法人の利益調整が可能となる。原価法による手法ではこれを防止できない。

持ち合い株式の性質からすると、市場性のある株式であり、長期保有といえどもいつでも市場で売却できることから考えると、時価で評価することが適切かと考えられる。会計上、その他有価証券を時価評価した趣旨は、法人がその他有価証券を任意の事業年度で売却し、利益調整行為をするのを防止するためであり¹³⁾、この会計上の趣旨から鑑みて、税務上も法人がその他有価証券を任意の事業年度で売却して課税所得を調整することが可能である。したがって、税負担の調整を防止するという観点からは、税務上もその他有価証券の時価評価が適している。

ただし、会計上は評価損益を損益計算書上に反映させないので、利益調整防止策としては完璧ではないものの、貸借対照表上では時価評価されるので一定の効果は期待できる。この方式を税務上も採用すれば、貸借対照表上に表わされた評価差額を課税所得に反映させることを条件として、課税所得の調整に歯止めをかけることはできる。

第三に、本質的に有価証券の保有期間によって評価の別が変わることは絶対的なことなのかということである。

法人税法では、売買目的有価証券を短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券としており(法人税法61条の3第1項1号)、これは「短期的な」と「利益を得る」という二つのキーワードで成り立っている。この「短期的な」と「利益を得る」という条件が、租税法の本質からして時価評価の上で絶対的なものになりうるのだろうか。

まず、「利益を得る」ということを考えてみる。満期保有目的の債券は債券保有期間を通じて利益を得るのであり、それは原価法(償却原価法)による評価であることから、必ずしも「利益を得る」ことが時価評価の絶対的な条件ではない。

次に、「短期的な」ということを考えてみる。売買目的有価証券は短期所有であり、その他有価証券は長期所有の違いがあるものの、市場性を有するものであることは互いに同様である。

租税法の観点から考えると、資産の評価においては、それがどれだけの税を負担しうるか、つまり担税力の観点から考えることが必要である。そうであるならば、ある資産がどれだけの租税負担をしうるかについては、市場性のある資産はいつでも換金できる市場価格、つまり時価で評価するのが妥当であろう。したがって、時価で評価するかどうかは、その資産によってどこまで税負担が可能であるか、つまり資金的な裏付けが当該資産にあるかどうか重要であり、有価証券の保有期間によって評価が変わるべきものではない。このことから、「短期的な」という要件は、担税力に直接結びつく概念ではなく時価評価の絶対的要件ではない。

以上のことから、その他有価証券を会計上と同様に、税務上も時価評価することが理論上は適切である。ただし、会計上の取扱いとして、その他有価証券を時価評価するといっても貸借対照表上での時価評価であり、直接的に損益計算書上には反映させていない。

税務上の取扱いも会計上に準じてよいと考える。会計上で時価評価を貸借対照表上に表わすというのなら、税務上の取扱いも会計上のそれに統一することが妥当である。なぜならば、前述したように、1株当たりの純資産価額の計算において同一額の算出が可能となり、会計上と税務上での統一的な処理が図られるからである。要するに、会計上の損益計算書や貸借対照表を税務上の課税所得算出等に用いることが多いことから、その他有価証券の評価を会計上と税務上で統一的処理を行うことによって法人の事務処理が軽減される。

ただし、税務上の取扱いとして、貸借対照表上に表わされた評価差額を課税所得に反映させるかどうか重要である。税務上の時価主義というのは、本来的には評価損益を課税所得に反映させることを意味している。しかし、資金的な裏付けがその他有価証券に存するといつて、含み益に課税するとなると現実に売却されておらず、当面は売却する予定もないので納税資金面に支障をきたすため、評価損益を税務上は課税所得に反映させるべきではない。

結論的には、税務上も会計上と同様に、その他有価証券を貸借対照表上のみ時価評価する余地はある。

なお、前述の第二で議論したように、その他有価証券を用いて法人が課税所得の調整を積極的に行うようであれば、貸借対照表上に表わされた評価差額を課税所得に反映させることを検討することが必要であろう。

4 上場有価証券等と上場有価証券等以外の有価証券

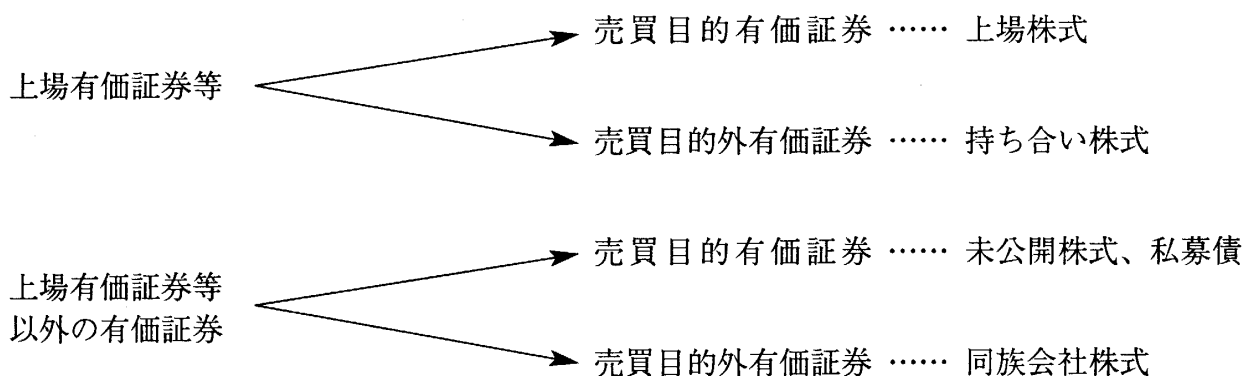
税務上、有価証券の評価においては、「上場有価証券等」と「上場有価証券等以外の有価証券」の二つに分けて議論している。

例えば、法人税法施行令68条2号イを上場有価証券等の評価損の計上ができる場合の規

定であるとし（法人税基本通達9-1-7）、同号イの規定は、法人税法施行令119条の13第1号から第3号までに掲げられている「取引所売買有価証券」、「店頭売買有価証券」及び「その他価格公表有価証券」を単に引用している規定であって、それらの有価証券であれば、売買目的有価証券か否かは問わないことにしている（法人税基本通達9-1-7注1）。このように、通達で売買目的有価証券か否かは問わないこととし、上場有価証券等として一括りにしている。一方、法人税法施行令68条2号ロを上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる場合の規定であるとし（法人税基本通達9-1-9）、通達で売買目的有価証券か否かは問わずに、上場有価証券等以外の有価証券として一括りにしている。

以上の関係を図示すると次のようになる。

○税務上の有価証券の評価対象の区分



上市有価証券等も上市有価証券等以外の有価証券も、売買目的と売買目的外の有価証券の二つに区分して税務上評価を行っている。なお、上図の右端に記載されているのは、それぞれの区分の具体例を示している。例えば、上市有価証券等のうち売買目的外有価証券としては持ち合い株式などがある。

5 時価のない有価証券

売買目的有価証券であっても、時価のない、つまり時価の存在しないとする有価証券については、原価で会計上も税務上も評価することとしている。はたして、それが妥当な取扱いといえるのであろうか。本来、売買目的有価証券であれば、たとえ時価が存在しなくても、売買目的であるがゆえに、当該有価証券に時価を付すべきではなからうか。なお、時価のない有価証券の例としては、私募債¹⁴⁾や未公開株式（公開途上にある株式）などが考えられる。

会計上、市場価格のない有価証券の貸借対照表価額については、①社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずるとし、②社債その他の債券以外の有価証券

は、取得原価をもって貸借対照表価額とするとしている（金融商品会計基準第三.二.5）。

さらに、会計上、市場価格のない有価証券とは、時価のない有価証券を意味し、金融商品会計実務指針48の時価の定義における「市場価格に基づく価額」及び「合理的に算定された価額」のないものをいう。ただし、株式（非公開株式を含む）については、市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする。したがって、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価のない有価証券として取り扱う（金融商品会計実務指針63）。

会計上、時価のない有価証券は、株式については市場価格のないものをいい、取得原価に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。また、債券については、市場価格及び合理的に算定された価額のないものをいい、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。債券について、公募債は、一般に市場性があるものであり、したがって、原則として市場価格が存在し時価のある債券となる。他方、私募債は、一般に市場性がないものと考えられる¹⁵⁾。

一方、税務上も会計上と同様な取扱いをしている。税務上、売買目的有価証券の時価評価について、①取引所売買有価証券、②店頭売買有価証券、③その他価格公表有価証券、④①から③以外の有価証券に区分し（法人税法施行令119条の13）、④の有価証券について、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券は、償却原価法により評価した金額か合理的な方法により計算した金額とし（同施行令119条の13第4号イ）、それ以外の有価証券は事業年度終了の時における帳簿価額としている（同施行令119条の13第4号ロ）。

法人税法施行令119条の13第4号イに規定する償還期限及び償還金額の定めのある有価証券は、償却原価法により評価した金額か合理的な方法により計算した金額としており、合理的な方法により計算した金額を採用するのであれば、時価で評価したことになる¹⁶⁾。

しかしながら、法人税法施行令119条の13第4号ロにおいては、有価証券を事業年度終了の帳簿価額、つまり原価で評価をすることが規定されている。このように、時価のない有価証券であるものの、売買目的である有価証券を税務上原価で評価してもよいのかという疑問が生じる。税務上の一連の規定は会計上のそれを踏襲したものであるが、売買目的有価証券である以上、何らかの方法で時価評価すべきと考えられる。具体的な時価算出の方法を次に示すこととする。

第一に、会計上も税務上も、時価のない株式について、1株当たりの純資産価額（純資産額）を用いて評価できないかどうかである。

後述する有価証券の強制評価減を行う場合には、会計上も税務上も、時価のない株式について1株当たりの純資産価額を用いて評価している。すなわち、会計上は、市場価格のない

株式について、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を当該株式の実質価額として評価し、当該株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に評価損を計上することとしている（金融商品会計実務指針92）。また、税務上は、上場有価証券等以外の株式について、株式の価額を当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時ににおける1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額とし、それと取得原価とを比べて「価額が著しく低下した」場合に評価損を計上することとしている（法人税基本通達9-1-13（4））。

会計上も税務上も、時価のない株式について、1株当たりの純資産価額を算出して評価損を計上しているが、1株当たり純資産価額が株式の取得原価を超えるときは取得原価で評価するというのは辻褄があわない¹⁷⁾。

第二に、税務上、非上場（取引相場のない）の株式の時価評価について、相続税法の財産評価基本通達を用いて評価できないかどうかである。

法人税の計算において、土地の時価に相続税法上の路線価を用いる例がある。例えば、法人税において、借地権課税の要否を判定する相当の地代の計算に当たって、元本である土地の更地価額に「財産評価基本通達第2章の例により計算した価額」を用いる（法人税基本通達13-1-2）ことを容認しているケースである。さらに、法人が、上場有価証券等以外の株式について、資産の評価損の損金算入を適用する場合に、事業年度末の当該株式の価額を、財産評価基本通達により算定しているときは、一定の条件の下にこれを認めるとしている（法人税基本通達9-1-14）。後者は、後述する有価証券の強制評価減の取扱いのケースのことである。すなわち、法人税法33条2項及び同施行令68条2号に規定する「有価証券の価額が著しく低下した」場合のことであり、評価損を計算するときのみに財産評価基本通達を使って株式の価額を算出するにもかかわらず、そうでないとき、つまり評価額が取得原価を上回るときは株式の取得原価で評価するというのは辻褄が合わない。このように、土地の更地価額や非上場株式の時価の算定は、実務上非常に困難であるので、財産評価基本通達を用いて時価を算定するのである。

財産評価基本通達に定める評価方式は、相続税又は贈与税における取扱い方式ではあるが、一つの事実として実務界に定着していると認められるから、たとえ法人税における評価であるからといって、これと著しく異なる評価方式を導入するとすれば、むしろ執行上混乱を招くのみであろう¹⁸⁾。結局のところ、財産評価基本通達は相続税法上のみ適用すると考えるのではなく、財産評価基本通達で算出した価額はそれ自体が有用性をもつので、所得税法及び法人税法上でも適用可とすることが妥当であろう。

第三に、私募債などの債券の時価評価について、収益還元法による収益価格での評価はできないかどうかである。

後述するデリバティブ取引の時価評価については、会計上も税務上も、合理的に算出された価額として割引現在価値（収益価格）による評価が認められている（金融商品会計実務指針102(2)、法人税基本通達2-3-39(3)イ）。しかし、有価証券の時価評価においては、会計上も税務上も、割引現在価値（収益価格）による評価は認められていない。特に、債券の時価評価については、当該債券が将来生み出す利息や将来の売却額で割引現在価値の算出が可能であり、債券保有の目的が将来の利息を獲得するという意味であるならば、むしろ割引現在価値での時価評価が適しているといえよう。会計上も税務上も、割引現在価値での時価評価を認めるべきである。

いずれにしても、売買目的である以上、原価による評価は実体にそぐわず、前述の第一から第三に掲げた方法で時価を算出する必要がある。会計上の時価のない有価証券というのは、そもそも時価が存在しないというのではなく、税務上の財産評価基本通達などの方法が会計上ないために、単に時価算定の方法が少ないことに基因していると考えられる。平成12年度の金融商品会計基準等の導入及び法人税法改正で、時価のない有価証券は会計上も税務上も取得原価で評価されることとなった。しかし、会計上も税務上もそれが売買目的である以上、何らかの方法で時価で評価することが望ましい。

6 有価証券の強制評価減

平成12年度の金融商品会計基準等の導入によって、企業会計の世界において、大きな影響を与えたものに有価証券の評価減（強制評価減）の厳格化がある¹⁹⁾。すなわち、会計上、売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む）のうち時価のあるものについて、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という）しなければならない。有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度又はそれ以上に下落した場合には「著しく下落した」ときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない（金融商品会計実務指針91）。

これまでも50%をひとつの目安とした評価減のルールがあるにはあったが、実態は企業によってある程度の判断の幅をもたせたものとなっていた。これに対し、「反証のない限りは強制」とし、証明をする責任が企業側にあることを明示した点が決定的な違いである²⁰⁾。

一方、税務上では、有価証券（企業支配株式等を除く）の価額が著しく低下したため、当該価額がその帳簿価額を下ることとなった場合において、損金経理により当該差額分を損金

の額に算入する（法人税法33条2項、同施行令68条2号イ）。また、「有価証券の価額が著しく低下したこと」とは、当該有価証券の当該事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとする（法人税基本通達9-1-7）。

有価証券の強制評価減は、金融商品会計基準等が導入される以前において、このような50%ルールの特通が存在していたため、実務ではこのルールに従って処理されていた。いわば有価証券の強制評価減においては、会計上よりも税務上の方が適切に処理されていたのである。しかし、金融商品会計基準等の導入によって、会計上と税務上で統一的な処理が図られたというよりも、会計上の方がより進んだ取扱いの導入、つまり厳格な評価損の計上が義務付けられた。このことによって、会計上の取扱いと税務上のそれとにおいて不整合が生じている。その不整合を次に示し、それぞれの内容を検討することとする。

第一に、会計上は、強制評価減の対象を有価証券の時価が取得原価に比べて30%から50%の間下落であったとしても、評価減を検討することとした。

すなわち、会計上、個々の企業が「著しく下落した」と判断する合理的な基準を設け、保有する有価証券の時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案した上で、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象としかどうかを判断すべきとし、その判定の対象とする基準を時価の下落率の30%から50%の間とした（金融商品実務指針91）。

一方、税務上は、従前から、帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ったときに評価減を考慮することになっているので、会計上とは取扱いが異なる。いわば、会計上が税務上より厳格な取扱いを課していることになる。前述したように、実務では金融商品会計基準等の導入以前はいわゆる50%ルールが定着していたが、導入後、会計上は、時価の下落率が30%から50%の間も強制評価減の判定の対象としているので、税務上の50%ルールとの関係において実務での混乱が生じている。

昨今の著しい経済環境の変化の速さを考えると、税務上も会計上のように、時価の下落率が30%から50%の間も強制評価減の判定の対象とすることが必要かもしれない。

第二に、時価の回復が見込まれないことの具体的な基準は何かということである。

会計上も税務上も強制評価減の基準として、前述したように、①時価が著しく下落し、②回復する見込みがないという二つの条件を採用している。しかし、二つの条件をめぐっては、会計上と税務上では微妙にニュアンスが異なっている。会計上は、前述したように、時価が取得原価に比べて50%程度又はそれ以上下落した場合には、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして強制評価減をすることとした。税務上は、強制評価減の条件として、有価証券の事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないこと（法人税

基本通達9-1-7) とあるものの、通達後段の「近い将来その価額の回復が見込まれないこと」については、実務ではあまり意識されず、どういう場合が回復が見込まれないことに当たるのかを深く認識せずに、通達前段の50%基準に比重をおいて強制評価減の処理が往々にして行われていた。

したがって、会計上では、①時価が著しく下落し、②回復する見込みがないという二つの条件で、時価が50%程度下落したら自動的に回復する見込みがない（ただし合理的な反証がない限り）と判断するのであるから、②の要件の具体的基準はうたわれていない。一方、税務上では、時価の50%程度下落と回復する見込みがないことが同一レベルの条件として通達上規定されてはいるものの、実務では回復する見込みがない条件にあまり重きをおいていない。結局のところ、会計上も税務上も、実質は時価の50%程度下落で強制評価減を行っている。そうであるならば、会計上と税務上の規定を実態に沿って統一すべきであり、この場合は税務上の規定（通達）を会計上の規定（実務指針）にそろえるべきと考える。

そして、金融商品会計基準等の導入によって、時価の回復が見込まれないことの具体的な基準が示された。これは、有価証券の時価が取得原価に比べて30%から50%の間下落があった場合の回復可能性の判断の基準とするものである。すなわち、株式の場合の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であって、いずれ時価の下落は解消すると見込まれるときには、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、回復する見込みがあるとは認められない（金融商品会計実務指針91）。

このような基準はあくまでも例示ではあるが、回復可能性について漠然とした判断を排除することに役立っている。他方で、税務上は、回復可能性の判断基準は一切規定されていない。今後、税務上も、会計上のように、有価証券の時価が取得原価に比べて30%から50%の間下落があった場合に評価損計上の対象とするならば、昨今の有価証券の価額の変動の激しさや法人の恣意的な判断に対処するために、一定の回復可能性の判断基準を通達で示すべきである。

第三に、強制評価減の対象となる有価証券のうち、会計上は子会社株式及び関連会社株式を含むが、税務上は企業支配株式等を除くとしている。

すなわち、会計上は、強制評価減の対象となる有価証券は、時価評価されて評価差額が損益に計上される売買目的有価証券以外の、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券であるが（金融商品会計実務指針91）、一方、税務上は、その対象に売

買目的有価証券が含まれ（法人税基本通達9-1-7注1）、企業支配株式等が除かれる（法人税法施行令68条2号イ）。なお、ここでいう企業支配株式等は、法人の特殊関係株主等がその法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該法人の株式又は出資をいう（法人税法施行令119条の2第2項2号、同基本通達9-1-15）。

会計上の子会社株式及び関連会社株式に対応するものとして、税務上の企業支配株式等があるが、前述のように、会計上と税務上とまったく異なった取扱いとなっている。金融商品会計基準等の導入によって、強制評価減の対象として子会社株式及び関連会社株式が含まれることが会計上明確にされたが、他方で、金融商品会計基準等の導入前から、税務上は、企業支配株式等は強制評価減の対象外であった。会計上、子会社株式及び関連会社株式はたとえばそれが長期間売却されないといえども、資産としての適正な評価を行うべきことや、機械設備などの固定資産も物理的な減失による臨時損失の計上がなされる（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書三.1）ことを考えれば、当然のごとく強制評価減の対象とするのであろう。税務上は、企業支配株式等の強制評価減をすることにより、財政当局にとって税収が著しく減少することがあるから、企業支配株式等の強制評価減を認めていないのかもしれない。しかし、固定資産が災害により著しく損傷した場合など強制評価減ができる（法人税法施行令68条3号イ）ことを考えれば、企業支配株式等の強制評価減を認めてもよいと考えられる。

なお、税務上、法人の有する企業支配株式等の取得がその企業支配株式等の発行法人の企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式等の価額は、当該株式等の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とする（法人税基本通達9-1-15）、とある。このようにして取得された株式の取得価額のうち、その株式の通常の価額を超える部分の金額は、実質的には、企業支配権ともいべきものの対価と理解すべきものであろう。そして、この企業支配に係る対価の額については、その株式の保有を通じて企業支配の状態が存続している限りその価値に変化はないものと考えられるから、たとえその株式の発行法人の資産状態が著しく悪化したとしても、その企業支配権的対価の部分についてまで評価損を認めることは適切ではない²¹⁾。このように、企業支配権的対価の部分について評価損を認めないのは適切であるが、株式の通常の取得価額について強制評価減を認めないのは適切ではない。

第四に、市場価格のない株式（上場有価証券等以外の株式）の評価法が会計上と税務上で異なるということである。

会計上は、市場価格のない株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。財

政状態とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額をいい、財政状態の悪化とは、この1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいう。この1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が、当該株式の実質価額である。また、市場価格のない株式の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう（金融商品会計実務指針92）。

他方で、税務上は、上場有価証券等以外の株式の評価について、原則的な方法として、①売買実例のあるものは、当該事業年度終了の日前6月間において売買が行われたもののうち適正と認められるものの価額とし、②売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるものは、当該価額に比準して推定した価額とし、③それ以外のものは、当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時ににおける1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額（法人税基本通達9-1-13）、としている。そして、例外的な方法として、法人が、上場有価証券等以外の株式について、事業年度終了の時ににおける当該株式の価額につき、財産評価基本通達の178から189-7まで（取引相場のない株式の評価）の例によって算定した価額によっては、課税上の弊害のない限り、一定の条件のもとにこれを認める（法人税基本通達9-1-14）、としている。

このように、会計上の評価手法は1株当たりの純資産額のみであり、他方で、税務上は、売買実例による適正額、他の類似法人の比準価額、1株当たりの純資産価額を参酌した価額、財産評価基本通達により算定した価額など多様である。このため、税務上で、1件当たりの純資産価額を参酌した価額以外の方法で株式の価額を算出した場合には、会計上と税務上で株式の価額、ひいては評価損の額が異なることがありうる。このようなことがないように、税務上の評価方法の優先順位を1株当たりの純資産価額とするなどして会計上の取扱いと統一することが必要である。

以上のことから、金融商品会計基準等の導入によって、概して有価証券の強制評価減は会計上の取扱いが税務上のそれよりも厳格になされており、このため、会計上の取扱いと税務上のそれに不整合が生じている。筆者は、その不整合を是正し税務上の取扱いを会計上の取扱いに統一すべきと考える。その理由としては、①会計上と税務上の二つの異なった取扱いは、法人の事務負担を増加させている、②会計上の取扱いが税務上のそれよりも厳格であり、有価証券の評価の実体に適合している、③法人税法22条4項「一般に公正妥当と認められた会計処理の基準」に従って計算された評価損については妥当性がある。

税務上、評価損を多額に計上することになれば、財政当局にとって税収確保という見地からは好ましくない。しかし、その計上基準が合理的であり、かつ恣意性がないものであれば、有価証券の評価としてより実体に沿ったものとなり、ひいては適正かつ公平な税負担につながるものである。平成12年度に導入された金融商品会計基準等は、有価証券の強制評価減に関してより厳格な処理を要求しており、その意味で合理的でありかつ恣意性がないといえる。

Ⅲ デリバティブ取引

1 問題の所在

会計上、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として（ヘッジに係るものを除き）、当期の損益として処理する（金融商品会計基準第三.四、金融商品会計意見書Ⅲ.四.4）。

一方、税務上は、デリバティブ取引については、有価証券とは違って、平成12年度法人税法改正以前に個別通達が存在していた。いわゆるデリバティブ通達といわれていた「金融商品に関する法人税の取扱いについて」（平成10年10月30日付課法2-11（例規）、以下「旧デリバティブ通達」という）がそれである。

平成12年度の金融商品会計基準等の導入により、法人税法も改正され、旧デリバティブ通達は平成12年6月28日の課法2-7により廃止された。旧デリバティブ通達では、実現主義に基づいて決済時において損益を計上するという処理がなされていたが、平成12年度法人税法改正によって、デリバティブ取引について時価主義による課税が行われるようになったのである。

平成12年度の法人税法改正では、金融商品会計基準等を踏襲して改正したものの、金融商品会計基準等ほど明確な規定はされなかった。すなわち、デリバティブ取引を時価で評価することは技術的に難解であるからこそ明確な規定が必要であるにもかかわらず、法人税法本法はもちろんのこと、施行令、施行規則及び通達において、規定の仕方が金融商品会計基準等の内容に比べ手薄になっている面があるのである。それがどういう点にあるかを示し、改善策を検討する。

また、時価主義が導入されたにもかかわらず、デリバティブ取引の一部については、依然として取得原価での評価を容認しているものがあるが、その妥当性を検討する。

この節の末尾に、デリバティブ取引の数が少ない紛争例のうち、先物取引の評価についての事例を検討することとする。

2 デリバティブ取引と時価評価

(1) 法人税法上の規定

内国法人がデリバティブ取引を行った場合において、当該デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの（未決済デリバティブ取引）があるときは、その時ににおいて当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する（法人税法61条の5第1項）。このように、デリバティブ取引の時価評価は、「決済されていないもの」を「決済したもの」とみなして評価することとしている。

法人税法では、みなし決済金額の算出方法を法人税法施行規則27条の7第3項で規定する一方、法人税基本通達2-3-39において、法人が別途、取引の区分に応じてみなし決済金額を算出している場合は、それを認めることとしている。法人税基本通達2-3-39のほぼ同じ内容のことが、金融商品会計実務指針101及び102においても規定されており、同基本通達が金融商品会計実務指針を踏襲したと考えられる。

(2) 割引現在価値（収益還元法）の採用

税務上、みなし決済金額の算出に当たって、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、スワップ取引及び先物外国為替取引につき、これらの取引により当事者間で授受することを約した金額を事業年度終了の時の現在価値に割り引く合理的方法により割り引いた金額とする（法人税法施行規則27条の7第3項1号）。また、みなし決済金額の算出が可能なもので、当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュフローを現在価値に割り引く方法で算出する（法人税基本通達2-3-39(3)イ）。

このように、平成12年度の法人税法改正で初めて割引現在価値の概念（計算手法としての呼称として収益還元法という）が採用された。

しかしながら、税務上、信用リスク（相手先の契約不履行等によって損失を被るリスク）に関する評価損益の取扱いをどのようにするかは明らかにされていない。他方で、金融商品会計実務指針では次のように規定されている。すなわち、類似する取引に気配値のないデリバティブ取引については、将来キャッシュフローを見積もり、それを適切な市場利子率で割り引くことにより現在価値を算定する。将来キャッシュフローの見積もりは、一般に、契約上の諸条件を将来の各期間に展開し、信用リスク等のリスクを加味することによって行う。一方、適切な市場利子率は、一般に、短期の利子率については先物市場の相場又は銀行間短期資金貸借の気配値を参考にし、また、長期の利子率については金利スワップの気配値等を参考にし、各将来時点の市場利子率を算定し、各将来時点を補間することによりイールドカ

ープを描いて見積もる。なお、信用リスク等のリスクを将来キャッシュフローに反映させることができる場合には、市場利子率はリスク・フリーに近いものを使用する。他方、リスクを将来キャッシュフローに反映させることが実務的に困難な場合には、市場利子率をリスク要因で補正する（金融商品会計実務指針102）。

このように、会計上は信用リスクを将来キャッシュフローに反映させるか、市場利子率に反映させるかいずれかの方法を用いて評価損益を求めている。例えば、取引対象者の信用リスクが高いと予想されれば、将来キャッシュフローの額が少なくなり、信用リスクが低いと予想されれば、将来キャッシュフローの額が多くなる。このような将来キャッシュフローの見積もりに関するリスクの取扱いについては、税務上特に規定はないものの、より実態に沿った課税を行うためにも会計上の取扱いに税務上也合せることが必要である。仮に、信用リスクを考慮せずに課税することになれば、例えば、実態よりも時価が高く評価されると、過大な評価益に対して課税されることになり、過大な納税をすることにつながる。同様のことが市場利子率の算出についてもいえる。信用リスクが高ければ市場利子率はより大きくなり、信用リスクが低ければ市場利子率はより小さくなる。なお、金融商品会計実務指針にあるように、信用リスクを将来キャッシュフローに反映させることができる場合には、市場利子率はリスク・フリーに近いものを使用する。

さらに、会計上、非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては、企業自体の信用リスク及び取引相手先の信用リスクは、原則として、時価評価に当たって加味する（金融商品会計実務指針103（4））。これは、非上場のデリバティブ取引は相対取引であるから、取引の双方が債務不履行に陥る可能性があり、自らの信用リスクと相手先の信用リスクの両方がデリバティブの時価に反映される。

税務上でも、会計上のように、信用リスクの取扱いについて、明確な規定の整備が必要と考えられ、さしあたりは通達の改正が望まれる。

3 債務保証等類似デリバティブ取引等

デリバティブ取引は、前述したように原則として時価で評価を行うが、時価の算出が極めて困難であるとの理由で例外として原価で評価を行うものがある。その例として、債務保証等類似デリバティブ取引などがある。ここでは、債務保証等類似デリバティブが原価評価されることについて、「保険」の機能との対比をしながら、原価評価されることの妥当性を検討する。

税務上、債務保証等類似デリバティブ取引とは、当事者の一方が第三者の債務不履行、自然災害その他これらに類する特定の事実が生じた場合に一定の金銭を支払うことを約し、他方の当事者がその対価としてプレミアムを支払うことを約するデリバティブ取引をいう（法

人税基本通達2-3-40)。債務保証等類似デリバティブ取引については、みなし決済金額はないものとする。この場合において、法人が債務保証等類似デリバティブ取引について支払を受ける又は支払うプレミアムの額は、期間の経過に応じて益金の額又は損金の額に算入する（法人税基本通達2-3-39(4)イ）。

また、市場価格のない株式の価格に係る数値、信用リスクに係る数値、気温等の気候の変動に係る数値、地震等の災害の発生に係る数値その他の算定をすることが極めて困難な数値を基礎数値とするデリバティブ取引については、みなし決済金額はないものとする。この場合において、当該デリバティブ取引については、授受をする金銭等の価額をもってその授受の都度資産又は負債に計上し、当該資産又は負債に計上した金額は、当該デリバティブ取引の消滅が確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する（法人税基本通達2-3-39(4)ロ）。具体例として、気温等の気候の変動に係る数値を基礎数値とするものをウェザー・デリバティブという（法人税基本通達2-3-39(4)ロに規定されたデリバティブ取引を、以下「ウェザー・デリバティブ等」という）。

これらのデリバティブ取引については、税務上、取得原価で評価されることとなる。会計上も、非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては最善の見積額を使用するが、取引慣行が成熟していないため内容が定まっていない一部のクレジット・デリバティブ、ウェザー・デリバティブ等で公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計実務指針104）^{22) 23)}。

ここで、保険の機能を考えることによって、債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等を取得原価で評価することの妥当性を検討してみる。

結論から言うと、デリバティブ取引と保険の機能の接近を考えると、債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等を取得原価で評価することは妥当といえる。

すなわち、債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等は、取引の相手方が債務不履行に陥ることにより損失が生じる可能性といった信用リスクや、自然災害等の発生により損害が生じる可能性といった災害リスクのような静的リスク（損害が発生するかしないか、すなわち、「ゼロ」か「マイナス」かの一方向の不確実性）を取引の対象としており、これらのリスクを移転する債務保証や保険に類似した経済的機能を有している。この点において、金利、為替相場、商品価格等の変動により損失の生じる可能性といったマーケットリスクのような動的リスク（損失が発生するか利益を得るか、すなわち、「マイナス」か「プラス」かの両方向の不確実性）を取引の対象とする他のデリバティブ取引とは異なっている²⁴⁾。この静的リスクを取引の対象とする代表は保険であり、動的リスクを取引の対象とする代表はデリバティブ取引（金利スワップなど）といえよう。

債務保証等類似デリバティブ取引におけるプレミアムの支払と現実に債務不履行等が発生

したときに支払われる損失額（補填額）は、債務保証契約における債務保証料と債務保証の実行に係る弁済額の関係に酷似している。そもそも、債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等は、前述の静的リスクを取引の対象とするもので、保険と同様の機能を有する。

税務上、損害保険の取扱いは、保険料支払時に一括損金算入か、長期の損害保険料であれば期間の経過に応じて損金算入される（法人税基本通達9-3-9）。したがって、損金算入額は、当初支払った額、つまり原価をもとに算出されるものである。すなわち、保険については、原価で評価されるのである。このような取扱いとのバランスを採るという意味では、保険との性格が類似した債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等の取扱いを取得原価で評価するというのは妥当性がある。その理由は次のとおりである。

第一に、同じ機能を有する二つの商品について、税務上の取扱いを異にするのは中立性の観点から好ましくない。一方が原価評価で、他方が時価評価であれば、法人は利益調整に利用するため原価評価される商品を選択するであろう（法人の意思で任意の時期に当該商品の損益を実現させることができるため）。

第二に、ゼロかマイナスかの一方の方向の不確実性である静的リスクと、マイナスかプラスかの両方向の不確実性である動的リスクを比較した場合、静的リスクの方がはるかに不確実性の幅（ブレ）と不確実なことが起こる確率は小さい。例えば、債務保証等類似デリバティブ取引を考えてみると、そもそも相手方が債務不履行を起こす可能性が高ければ初めから取引をしないのであるから、取引後に相手方が債務不履行を起こす確率は小さいといえる。また、仮に債務不履行が起こってもそれを補填するための金額をリスク引受者が支払うのみで、リスク引受者にとってはマイナスはあってもプラスはないのである。

リスクを価格に引き直した場合に、静的リスクに係る価格は変動の幅は小さく、価格変動が起こる確率も小さいといえる。逆に、動的リスクに係る価格は変動の幅が大きく、価格変動が起こる確率も大きいといえる。そうであるならば、比較的価格変動が乏しいと考えられる、静的リスクを取引の対象とする債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等を原価評価しても大きな問題ではない。

債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等は、原則的には原価で評価され、時価で評価されることはほとんどない。このため、結果的には保険が原価で評価されることと整合性がある。しかし、税務上の評価について考える際には、課税上の理論的な裏付けがあるかどうかは非常に重要である。なぜなら、理論的な裏付けがなければ、公平な税負担はなしえないからである。

また、そもそも、デリバティブ取引を動的リスクを対象とするもの、保険を静的リスクを

対象とするものにと棲み分けた場合、昨今の金融市場は多くの機能を兼ね備えた金融商品が開発されており、デリバティブ取引にも保険の機能が備わったものや、逆に保険にデリバティブ取引の機能が備わったものが混在している。こういったそれぞれの商品に対して、いかに課税の制度を構築するかが課題であろう²⁵⁾。

4 裁判例

デリバティブ取引のなかで、先物取引についての興味深い裁判例がある。事例は、法人が所有する先物取引ではないが、相続財産としての先物取引の評価の可否及びその時点をめぐって紛争があった。

○商品先物取引の売建て玉を相続財産とした事例（一部棄却）（釧路地裁平成13年12月18日判決、確定）²⁶⁾

本件裁判例の争点は、①先物取引の決済益は被相続人に帰属するのか相続人に帰属するのか、②本件建玉の相続財産性、③本件建玉の評価額は死亡日か死亡直後の決済日のどちらの買値を基準として計算するのか、などいくつかあるが、ここでは③を中心に検討する。

（事実）

- 被相続人Aが、とうもろこしの現物先物取引を行っていたところ、売り注文の建玉を残したまま、平成8年12月6日（金）午後8時30分頃死亡した。なお、Aは、将来の一定時期（限月）にとうもろこしを82億円余で売るという売り注文をしていた。
- 相続人である原告ら（Aの妻と長男、次男の3名）は、商品先物取引所の次の取引日である同月9日（月）に、買い注文を出して差金決済したところ、6億円余の決済益を得たため、当該決済益6億円余を被相続人Aの平成8年分の雑所得として所得税の申告をし、当該決済益を含めたところで相続税の申告をした。
- 被告課税庁は、売り注文の建玉82億円余について、A死亡時に最も近い取引日である同月6日午後3時の終値で計算した決済益（8億円余）に相続税が発生し、かつ、反対売買による差金決済の決済益（6億円余）について原告らに雑所得として所得税が発生するとして、それぞれ増額更正処分をした。

（原告の主張）

- Aと商品取引所の商品取引員（訴外会社）との間の契約は委任契約であり、委任契約は委任者の死亡によって終了するとされている（民法653条）。本件契約はAの死亡によって終了し、原告らが本件契約上の地位を承継することはない。本件決済金は、本件契約の委託者となり得ない原告に帰属するのではなく、本件契約上の委託者の地位にあった唯一の人物、つまりAの所得となるというべきである。
- 本件先物取引では、反対売買による決済を経て初めて利得が現実化するのであるから、売

り注文の建玉だけでは財産評価することができず、相続財産に該当しない。当初建玉だけが存在する状態は、その後の相場の変動や適時に反対注文を出して差金決済を行い差益を得られるかどうか未確定であるから、本件建玉がAの財産といえるか疑問であるし、その価額を評価することもできない。

- Aが死亡したのは12月6日午後8時30分頃であり、原告らがAの死後に同日の終値（6日午後3時）で反対注文を出して差金決済を行うことは不可能であるから、被告による評価に合理性はない。

(被告の主張)

- 所得税法36条はいわゆる権利確定主義を採用しており、決済益の収入計上時期は、差金具体的に確定した時期であると解するのが相当であり、本件建玉は平成8年12月9日に差金決済が行われたのであるから、本件決済益は、同日に確定したものである。平成8年12月9日にはAは既に死亡しており、Aに本件決済益に係る雑所得が帰属すると考える余地はなく、上記雑所得は原告らに帰属するというほかない。
- 現物先物取引の法的性格は、民法上の売買契約と同じであって、売主には、①対価の支払を受ける権利と②商品の引渡をする義務が帰属する。相続税法2条1項によれば、相続税の課税財産は被相続人死亡時において被相続人の財産に属した一切の権利義務によって構成される場所、上記の①対価の支払を受ける権利と②商品を引き渡す義務は、A死亡時においてAに属した権利義務であるから、結局、本件建玉に係る権利義務が課税財産を構成することは明らかである。
- 本件建玉の評価について、相続開始時（A死亡時）に最も近い取引日である同月6日午後3時の終値で計算した決済益（8億円余）によるべきである。

(判旨)

- 本件決済益（6億円余）は、これを収入として計上すべき時期が平成8年12月9日である以上、その時期に既に死亡している、つまり法律上権利義務の帰属主体たりえないAに帰属することを認めることはできない。本件決済益は、相続によってAの法律上の地位を包括的に継承した原告らに帰属するものと認めるほかない。
- 先物取引の取引委託契約は、委託者が注文した売買（建玉）を反対売買等によって決済し、利益を収受することを目的として締結されるものであるから、委託者が建玉を決済しないまま死亡した場合にも、反対の特約がない限り、契約関係が当然終了するのではなく、決済によって建玉が精算され契約の目的が達成されるまで継続するものと解すべきである。
- 本件建玉は、これと反対の取引を委託して差金決済を行うことができるという本件契約上の地位であり、相続税の課税財産は被相続人死亡時において被相続人に属した一切の権利義務であって相続人が相続によって取得したものであるから、本件建玉は相続税の課税財

産となる。

- 被告は、A死亡前の平成8年12月6日午後3時の取引所終値で本件建玉の価額評価を行うべき旨主張するが、そのような分析は、先物取引の取引委託契約上の委託者の法的地位と整合するかどうか疑問であるうえ、被告の評価方法による限り、およそ実現不可能な決済益をもって本件建玉の経済的価値を把握することになって妥当性を欠くといわざるを得ず、被告の上記主張は採用できない。
- 本件建玉の相続開始時における含み益の額は、結局のところ、本件建玉を相続開始後すみやかに差金決済すればいくらの決済益が生じるのかという観点からこれを把握するしかないところ、本件においては、本件建玉は、A死亡直後の取引日（同月9日）に差金決済されているからその決済益（6億円余）を本件建玉の取得財産としての評価額と認めて差し支えない（仮に、原告らが、A死亡直後の取引日に本件建玉の差金決済をせず、しばらく相場の状況をみたうえでA死亡の1か月後に差金決済をしたような場合であれば、本件建玉の含み益の額は、A死亡直後の取引日の終値など合理的と考えられる価格を用いて評価することになる）。

（検討）

本判決においては、前述したように、①先物取引の決済益は被相続人に帰属するのか相続人に帰属するのか、②本件建玉の相続財産性、③本件建玉の評価額は死亡日か死亡直後の決済日のどちらの買値を基準として計算するのかという論点があるが、ここでは③本件建玉の評価額は死亡日か死亡直後の決済日のどちらの買値を基準として計算するのかを中心に検討を加える。

イ 評価日又はそれ以前の価格で評価することの意味

相続税及び贈与税の取扱いとして、上場株式の評価は、課税時期の最終価格と課税時期を含む月以前3か月間の各月の最終価格の平均価額のうち、最も低い金額によって評価する（財産評価基本通達169）。このように、評価時点は、相続開始時や贈与时などの評価日のみならず、それ以前の時点での評価額も考慮している。

一方、法人税の取扱いとして、取引所に上場されているデリバティブ取引は、当該取引が上場されている取引所において公表された事業年度終了の日の最終の取引成立価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配値とし、公表された同日における当該価格及び当該気配値のいずれもない場合には、最終の取引成立価格又は最終の気配値が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の取引成立価格又は最終の気配値とする。）に基づき算出した金額をみなし決済金額とする（法人税基本通達2-3-39(1)）。このように、通達は、事業年度終了の日に最も近い取引成立価格又は最終の気配値を採用しているが、「同日前」の文言はなく、同日後の価格等を採

用してもよいように思われる。しかし、同様の趣旨の規定が金融商品会計実務指針101にあり、取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、貸借対照表日における当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いて時価評価する。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる（金融商品会計実務指針101、下線筆者）。また、デリバティブ取引の規定ではないが、売買目的有価証券の時価評価の規定では、取引所売買有価証券の最終の売買の価格として、最終の売買の価格がない場合は、同日前の最終の売買の価格としている（法人税法施行令119条の13第1号、下線筆者）。このように、会計上も税務上も、評価日に価格が存在しなければ、「同日前」の価格を指向しているものといえよう。したがって、前述の法人税基本通達2-3-39(1)にある「事業年度終了の日に最も近い取引成立価格又は最終の気配値」は「同日前直近の取引成立価格又は最終の気配値」を意味するものと考えることが妥当である。

このように、評価日又はそれ以前の日において評価をする理由は次のことが考えられる。

第一に、評価日及び評価日以前の日は、財産の移転者にいずれの日も帰属し、また法人の同一事業年度に帰属するからである。評価日は、財産の移転者にとっては財産を所有した最終の日であり、法人にとってはまさに事業年度終了の日であって、評価日以前の日は、財産の移転者にとっても、法人の当該事業年度にとっても関連性を有するものである。しかし、評価日の翌日以降の日は、財産の移転者や法人の当該事業年度とは何ら関連性を有しない。

相続又は贈与における財産の取得の時は、被相続人から相続人へ又は贈与者から受贈者へ財産が移転する最終日であり、法人の事業年度終了時は当該事業年度最終日であり、いずれも財産の移転者や法人にとっての評価の最終日となる。これらの日以前の日においては、当然のことながら財産の移転者や法人の当該事業年度が関連した日であり、評価日との関連性があるのは明白である。評価において、財産の移転者や法人の当該事業年度の関連性から、その評価日又はそれ以前の日々の価格を使用するのは当然のことである。

第二に、仮に、評価日の翌日以降の日の価格を用いることを可能とした場合、納税者の恣意を許すことにつながる。納税者にとっては、自分にとって有利となる評価日の評価額を選択することができる。

大阪地裁昭和59年4月25日判決²⁷⁾では、「評価通達169項が上場株式の最終価格の月平均額を相続開始の3カ月前の株価のみを考慮し、相続開始後の株価を考慮しないのは、株価の恣意的操作を防ごうとするもので合理的である」とし、控訴審である大阪高裁昭和62年9月29日判決²⁸⁾でも、「右申告期限までの株価も考慮することとなると、相続開始後に株価の恣意的操作がなされるおそれがあり、かくては課税の公平を欠くに至るから、評価通達において相続開始後における期間についての株価の変動を相続株式の評価に当たり考慮していな

いことが不合理とはいえない」としている。

ロ 評価日の翌日以降の価格で評価することの危険性

本件裁判例では、被相続人Aの本件建玉は82億9771万円であり、本件建玉に係る商品引渡義務の履行価額は、平成8年12月6日後場3節（午後3時）の終値で評価すると74億6010万円となり、翌取引日である同月9日の前場（午前）1節の取引価格で評価すると75億3024万円となり、同日後場（午後）1節において実際に行われた決済における取引では76億3752万円であった。

このように、本件商品の相場は、本件相続開始直前から全体として徐々に値上がりし、商品引渡義務の履行価格は徐々に上がっていたのである。このような状況のもとでは、原告らにとって、後になる決済ほど利益が少なくなる（逆の状況であれば、原告らは9日での評価を主張しなかったと思われる）。

相続税法14条1項では「控除すべき債務は、确实と認められるものに限る」としており、ここに确实な債務とは、履行が确实と認められる債務を意味すると解すべきであろう²⁹⁾。履行が确实とは、相続時又は贈与時において金額的に確定していることが条件であると考えられる。これは、適正な相続税又は贈与税の負担を納税者に課する意味からして重要である。したがって、本件裁判例のように、商品引渡義務の履行価格の変動があるものについては、評価日、すなわち相続時又は贈与時における価格が適正である。

仮に、本件裁判例とは逆に、商品引渡義務の履行価格が相続時以降下降にあるとして、原告らが翌取引日で決済したとすると、相続時において当該履行価格でもって相続税の計算を行うと納税者に多額の相続税負担をさせることになる。これは、相続時以降の変化の状況を相続時に持ち込んだもので、納税者の予測可能性を害している。

ハ 評価の本質

そもそも評価とは、誰が行っても結果として同じであり、かつ第三者がみて公平であることが要請される。そのためには、評価についての手続も公正さが要求されるであろう。

本件裁判例に沿って述べれば、相続開始時点の価格は最も評価対象の財産の価格を公正に表しているので、本件建玉の評価について、相続開始時（A死亡時）に最も近い取引日である同月6日午後3時の終値で計算した決済益（8億円余）によるべきである。仮に、当該日に履行価格が存在しないのであれば、直前の日の履行価格を採用すべきである。なぜならば、既に存在した価格であり、納税者の予測可能性にも適合しているからである。

したがって、筆者は、本件判決がいう相続開始日の翌取引日の履行価格を採用したのは、不合理であると考ええる。本件判決は、相続開始日に取引ができなかったことや、その後の原告らの決済益の減少に引きずられて判断したものである。デリバティブ取引ではないが、財産評価基本通達では、上場株式の時価評価は相続開始日の終値を原則とし、多くの裁判例も

この評価通達の解釈を是認している。そのなかで、本判決は異質のものといえよう。

ニ 相続税及びデリバティブ取引の時価主義としての評価

デリバティブ取引を機能別に分類すると、先物取引、オプション取引、スワップ取引に区分される。本件はまさしくデリバティブ取引である先物取引を取り扱った裁判例である。

デリバティブ取引の評価について、法人税の取扱いは、事業年度終了の時ににおいて未決済デリバティブを決済したものとみなして利益の額又は損失の額を算出することとしている（法人税法61条の5第1項）。一方、相続税の取扱いは、相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得時における時価によることとしている（相続税法22条）。

このような二つの規定から考えてみると、デリバティブ取引の相続税の評価は、相続開始時（開始日）における時価で評価し、それは未決済デリバティブを決済したものとみなして利益の額又は損失の額を算出することとなる。これを本件裁判例に当てはめてみると、被相続人の死亡日である12月6日におけるデリバティブ取引の時価を算出すべきであり、未決済デリバティブを決済したものとみなすのであるから、当然その算出過程の数字としては12月6日の取引終了値を用いるしかない。時価評価の観点からは、けして12月9日の決済時の価額を用いることはありえない。

以上のことから、本件判決は時価主義の点において二つの認識誤りをおかしている。一つは、相続税では相続税法22条にあるように時価評価を基本としているのであるが、本件判決はこのことには一切言及しておらず、認識不足の感は否めない。二つは、デリバティブ取引を時価評価することはどういう意味をもち、そういうふう到时価が計算されるかといったことの認識も不足している。

本件判決は、相続税法上の時価評価とデリバティブ取引の時価評価という二つの時価評価の方向を認識していないものであり、時価主義という一時点の価額を評価するという緊張感を欠いたものである。本件判決は、評価額は決済してみても初めてわかるという実現主義にもとづくものとして認識されたものである。

IV 金銭債権

1 問題の所在

金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金その他これらに準ずるものをいう）の評価に当たっては、有価証券やデリバティブのように、一般に取引される市場がなく、客観的な時価を算定することは困難であり、直接的に時価評価を行うというものではない。債務者の信用リスク（信用状況）を考慮して、その回収可能性を吟味するという方法がとられている。いわば、当該金銭債権の価値はいくらになるのかを間接的に算出するものであり、これが当該金銭債

権の時価を求めるものということができる。

従来、会計上は、貸倒引当金の引き当ての算定方法について、一般的基準がなかったことから、法的な破綻に至るまで、十分な引き当てが行われていないという問題があった³⁰⁾。例えば、平成12年度の金融商品会計基準等の導入以前は、貸倒引当金の規定としては企業会計原則注解においてのみ規定されていただけである。そこで、平成12年度の金融商品会計基準等の導入によって、会計上は金銭債権の一般的な評価の基準が定められたのであるが、税務上、有価証券やデリバティブ取引が法人税法改正によって会計上の取扱いが踏襲された形で導入されたのと異なり、金銭債権の取扱いについては一切法人税法の改正はなされなかった。

これは、従来から法人税法（あるいは所得税法）においては、金銭債権の評価について詳細な規定が存在していたからと思われる。あるいは、金融商品会計基準等の内容をみると、会計上の貸倒引当金計上の範囲が税務上のそれと比して広いため、税務上、金融商品会計基準等の規定が受け入れられなかったこととも考えられる。このような会計上と税務上の取扱いに差異があるため、法人にとっては、会計上及び税務上の経理処理に支障をきたしている。以下においては、会計上と税務上の相違点を比較して改善策を提示することとする。

なお、それぞれの比較に先立って、金銭債権についての金融商品会計基準等の規定を概観することとする。

2 会計上の金銭債権の区分とその評価方法

(1) 金銭債権の区分

金融商品会計基準では、貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように三区別する（金融商品会計基準第四.一）。

- ① 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下、「一般債権」という）
- ② 経営破綻の状態に至ってはいいないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下、「貸倒懸念債権」という）
- ③ 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下、「破産更生債権等」という）

(2) 金銭債権の評価方法

次に、金銭債権の評価方法を債権の区分ごとにそれぞれ会計上の規定をみてる。

第一に、一般債権については、貸倒実績率法に基づいて貸倒見積高を算定する。

一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する（金融商品会計基準第四. 二. 1）。

貸倒実績率は、ある期における債権残高を分母とし、翌期以降における貸倒損失額を分子として算定するが、貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間（以下「算定期間」という）は、一般には、債権の平均回収期間が妥当である³¹⁾。ただし、当該期間が1年を下回る場合には、1年とする。なお、当期末に保有する債権について適用する貸倒実績率を算定するのに当たっては、当期を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の2～3算定期間に係る貸倒実績率の平均値による（金融商品会計実務指針110）。

第二に、貸倒懸念債権については、次の二つの方法の選択を認めている。

貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。

- ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残高について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法（財務内容評価法）
- ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり、当初の約定利率（債権の発生又は取得当初における将来キャッシュフローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率）で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法（キャッシュフロー見積法）、としている（金融商品会計基準第四. 二. 2）。

第三に、破産更生債権等については、財務内容評価法を適用する。

破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする（金融商品会計基準第四. 二. 3）。

以上をまとめると、会計上は次のようになる。

区 分	貸倒見積高の算定方法
一 般 債 権	・貸倒実績率など
貸 倒 懸 念 債 権	・担保及び保証のない部分の必要額（財務内容評価法） ・割引現在価値（キャッシュフロー見積法）
破 産 更 生 債 権 等	・担保及び保証のない部分の全額（財務内容評価法）

3 貸倒実績率の計算方法

貸倒実績率の計算方法が、会計上と税務上とは異なっている。これが実務上どのような点で不都合が生じているのかをみってみる。

会計上は、前述したように貸倒実績率の計算において、ある期における債権残高を分母とし、翌期以降における貸倒損失額を分子として算定し、当期を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の2～3算定期間に係る貸倒実績率の平均値によることとしている。これは、債権額と当該債権に対応する貸倒額を対応させるという意味では、合理性のある取扱いといえる。

他方で、税務上では、当期前3年内の事業年度終了の時点における金銭債権（一括評価金銭債権）の帳簿価額の合計額の平均値を分母とし（法人税法施行令96条2項1号）、当期前3年内の事業年度における貸倒損失の合計額（当該金額に個別評価により貸倒引当金に繰り入れた金額を加算し、戻し入れた金額を控除する）の平均値を分子として（法人税法施行令96条2項2号）、貸倒実績率の計算を行う。したがって、厳密にはこの計算方式では金銭債権と貸倒損失は対応していない。

筆者は、会計上と税務上の貸倒実績率の計算方法を同一にすべきと考える。理想的には、会計上の計算方法が優れているが、厳密に債権額と貸倒額を対応させなくても、数期間の平均値を採れば数値が平均化すると考えられる。したがって、会計上の計算方法を税務上のそれに合わせることにする。会計上は2～3の計算期間を採用し、一方税務上は3計算期間を採用しており、会計上も計算期間を3期間とすればよいのではないか。会計上の計算方法を税務上に合わせる理由は次のとおりである。

第一に、法人は、従来、税務基準に従って貸倒実績率の計算をしていた場合がほとんどであったが、金融商品会計基準等の導入で法人が会計上と税務上の二つの貸倒実績率を計算することになり事務処理上煩雑さを伴う。

第二に、会計上の基準では、当期の債権額に対応する貸倒額は翌期以降にまたがることもあり、そうすると最終期の貸倒額を算出する前に、税務申告時期が到来したり、商法に規定する計算書類を提出しなければならない定時株主総会（商法283条1項）が到来して、すべての貸倒額が算出できないことがありうる。したがって、正確な貸倒実績率が計算されない。

第三に、税務上、資本金1億円以下の中小法人については、貸倒実績率に代えて法定繰入率を認めている。これは、業種に応じて繰入率を定めて、事業年度終了時の一括評価金銭債権の帳簿価額に当該繰入率を乗じて貸倒引当金繰入額を計算するものである（租税特別措置法57条の9第1項、同施行令33の8）。この規定は、貸倒実績率の計算が煩雑なためそれに代わるものとして設けられたものであり、中小企業の事務負担を軽減するために設けられたにもかかわらず³²⁾、会計上の処理において中小企業に貸倒実績率の計算を強要させるとなると、税務上法定繰入率を設けている意味がなくなる。

4 一般債権、一括評価金銭債権の範囲

ここでは、貸倒実績率の適用対象となる債権である、会計上の一般債権と税務上の一括評価金銭債権の範囲が異なっており、そのことによっていかなる問題が生じるかを検討する。

まず、会計上は、金銭債権を前述したように、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の三つに分類している。前述したように、一般債権は、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権である。

貸倒懸念債権は、経営破綻の状態に至ってはいいないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権である。具体的には、貸倒懸念債権とは、次のような債務者に対する債権がこれに当たる（金融商品会計実務指針112）。

- 現に債務の弁済を約1年以上延滞している債務者
- 弁済期間の延長や弁済の一時期棚上げ及び元金又は利息の一部を免除するなど、弁済条件を大幅に緩和している債務者
- 業況が低調ないし不安定、又は財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても、債務の一部を条件どおりに返済できない可能性が高い債務者

また、破産更生債権等は、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。具体的には、破産更生債権等とは、次のような債務者に対する債権がこれに当たる（金融商品会計実務指針116）。

- 破産、精算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分など、法的又は形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 法的又は形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者

一方、税務上は、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに分類している。個別評価金銭債権は、会社更生法の規定による更生計画認可の決定などに基づいて、その有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払いにより弁済される場合などにおいて、その一部につき貸倒損失が見込まれる金銭債権である（法人税法52条1項）。また、一括評価金銭債権は、個別評価金銭債権以外のもので、売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権である（法人税法52条2項）。

個別評価金銭債権について、次のような事実が生じている場合は、その損失見込額を貸倒引当金に繰り入れることができる。個別評価金銭債権とは、次のような事実が生じている債権をいう。

○ 法人税法施行令96条1項1号及び同施行規則25の2に規定する場合

法人の有する金銭債権が次の事実に基づいてその弁済が猶予され又は賦払いにより弁済

される場合

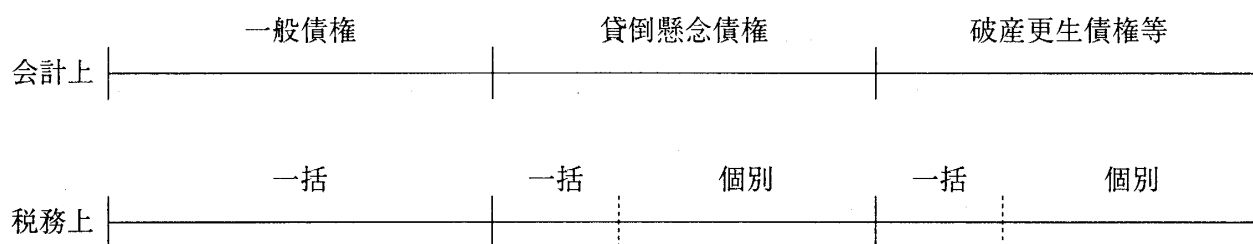
- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定
- ② 民事再生法の規定による再生計画認可の決定
- ③ 破産法の規定による強制和議の認可の決定
- ④ 商法の規定による特別清算に係る協定の認可
- ⑤ 商法の規定による整理計画の決定、債権者集会での合理的基準による協議決定又は行政機関、金融機関等の斡旋による協議契約
- 法人税法施行令96条1項3号及び同施行規則25の3に規定する場合
 - ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て
 - ③ 破産法の規定による破産の申立て
 - ④ 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て
 - ⑤ 手形交換所において取引停止処分を受けた場合
- 法人税法施行令96条1項2号に規定する場合
 - ① 債務超過の状態が相当期間続き、事業好転の見通しがなく、金銭債権の一部の金額につき取立て等の見込がないと認められる場合
 - ② 債務者が災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたため、金銭債権の一部の金額につき取立て等の見込みがないと認められる場合

以上の会計上と税務上の債権の分類をみてみると、会計上の貸倒懸念債権及び破産更生債権等の範囲とそれに対応すると思われる税務上の個別評価金銭債権の範囲とは異なっている。そのことが、会計上の一般債権とそれに対応すると思われる税務上の一括評価金銭債権の範囲が異なる結果となっているのである。

例えば、貸倒懸念債権の具体例である「弁済期間の延長や弁済の一時期棚上げ及び元金又は利息の一部を免除するなど、弁済条件を大幅に緩和している債務者に対する債権」については、税務上は、当該弁済期間の延長等があったとしても、例えば「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定」などという法的な事実が発生していなければ、個別評価金銭債権としては認められない。同様に、貸倒懸念債権の具体例である「現に債務の弁済を約1年以上延滞している債務者に対する債権」であったとしても、将来その全額を回収できる可能性があるのであれば、税務上の個別評価金銭債権としては認められない。

また、破産更生債権等の具体例である「法的又は形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者に対する債権」については、その弁済の見通しが一部できなのか全部できないのか、債権の評価の時点ではっきりとしていなければ（万一、全額弁済ということもないとは限らない）、税務上の個別評価金銭債権としては認められない。

以上のように、税務上の一括評価金銭債権のなかには、会計上の一般債権のほか、個別に貸倒見積高を算定すべき貸倒懸念債権及び破産更生債権等まで含まれる。このような関係を図示すると次のようになる。



(注) 一括は一括評価金銭債権を、個別は個別評価金銭債権を意味する。

上図をみると、税務上の一括評価金銭債権の範囲が会計上の一般債権のそれよりも広いのである。これは、税務上、個別評価金銭債権は、前述した法的な事実が存在していることや、金銭債権の一部の金額でも取立ての見込みがないという事実の存在が必要であるという厳しい条件のために、その結果として、一括評価金銭債権の範囲が会計上の一般債権のそれに比して広いのである。

このことが、税務上どのような影響を与えるのかを考えてみる。

第一に、税務上は会計上に比して、貸倒見積高の算定は少なくなるのである。

会計上の一般債権や税務上の一括評価金銭債権は、元来は取立ての見込みがない債権ではないのに対し、会計上の貸倒懸念債権・破産更生債権等や税務上の個別評価金銭債権は、全部又は一部の債権の取立ての見込みがないため貸倒損失の生じる割合や金額が大きいものである。したがって、会計上も税務上も、一般債権や一括評価金銭債権に関する貸倒見積高の算定は少なくなるのに対し、貸倒懸念債権・破産更生債権等や個別評価金銭債権は貸倒見積高の算定は多くなるのである。

この結果、税務上は貸倒見積高の多い個別評価金銭債権の範囲が、会計上の貸倒見積高の多い貸倒懸念債権・破産更生債権等の範囲よりも狭いため、一般的に、税務上は会計上に比して貸倒見積高の算定は少なくなるのである。

第二に、第一の結果、法人税の申告において調整が必要となる。

このことは、事務処理上煩雑さを伴う。会計上と税務上の一括評価の債権と個別評価の債権の範囲が異なることに、法人は二度の貸倒見積高の計算をする必要がある。企業会計上は、保守主義の観点の上で早期に費用・損失を計上する必要から、個別評価の債権の範囲を税務上と比して広く規定しているが、ある程度税務上と整合性をとることが要請されよう。

以上のように、会計上の処理と税務上のそれは、そごをきたしている。その改善策は後述する。

5 キャッシュフロー見積法

貸倒懸念債権の貸倒見積高の計算方法として財務内容評価法とキャッシュフロー見積法があるが、平成12年度の金融商品会計基準等の導入により、初めてキャッシュフロー見積法が導入された。前述したように、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり、当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とするものである。以下、具体例をもとに考えてみる³³⁾。

(具体例)

X0年に貸付金1,000万円を3年後のX3年に返済するものとする。金利は6%とする。

	将来のキャッシュフロー	左の割引現在価値
X1年	60 (金利)	$60 / (1.06)^1 = 57$ (金利)
X2年	60 (金利)	$60 / (1.06)^2 = 53$ (金利)
X3年	60 (金利) 1,000 (元本)	$60 / (1.06)^3 = 50$ (金利) $1,000 / (1.06)^3 = 840$ (元本)
合計	—	1,000

上記の具体例で、金利及び元本の将来のキャッシュフローを利率6%で割り引くと金利及び元本の合計が1,000万円になる。

上記の具体例で金利6%を減免して3%になったとする。

	将来のキャッシュフロー	左の割引現在価値
X1年	30 (金利)	$30 / (1.06)^1 = 28$ (金利)
X2年	30 (金利)	$30 / (1.06)^2 = 27$ (金利)
X3年	30 (金利) 1,000 (元本)	$30 / (1.06)^3 = 25$ (金利) $1,000 / (1.06)^3 = 840$ (元本)
合計	—	920

この例では、当初の約定利率6%で割り引く点がポイントであり、当初の元本1,000から金利及び元本の割引現在価値の合計額を控除した金額が貸倒見積高となる。すなわち、

$$1,000 - 920 = 80 \text{ (貸倒見積高)}$$

このように、キャッシュフロー見積法は、金利が減免された場合や、元金返済スケジュールを変更した場合に有効である³⁴⁾。

将来キャッシュフローを合理的に見積もることが可能であり、かつ、実際の回収が担保処分によるのではなく、債務者の収益を回収原資とする方針である場合は、財務内容評価法よりもキャッシュフロー見積法によることが、債権の管理及び回収方針と適合するといえる³⁵⁾。

しかしながら、税務上では、キャッシュフロー見積法を検討する段階には至っていない。現行法では、貸倒引当金の計上は前述のように会社更生法の更生計画認可の決定等の法的事実の存在や、債務者の財務状況により金銭債権の一部の金額につき取立ての見込がないと認められる場合などに限られており、これは会計上の財務内容評価法に近い。

キャッシュフロー見積法を税務上に導入することは、次のような利点がある。

第一に、キャッシュフロー見積法は言い換えれば収益還元法であり、取りも直さず金銭債権の時価を算出するものである。市場で売買される価格ではなく、将来のキャッシュフローを割引現在価値に引き直したもので、別の角度から時価を算定したものである³⁶⁾。税務上、金融商品の時価の算出は市場での売買価格を基準として考えるが、このような収益還元法による時価の検討はより合理的な価格を算出しうる。

第二に、貸倒見積高を正確に計算しうることである。金利や元金などの将来のキャッシュフローを正確に見積もることができれば、貸倒見積高は容易に算出しうる。実際に収受する金利や元本をもとにしているから、貸倒見積高の算定は常に一定の金額となる。

第三に、割引率である約定利率は当初の債権の発生又は取得当初のままであり、通常、収益還元法を用いる場合には割引率の算出に苦慮するが、そういった煩わしさはない。その意味で、キャッシュフロー見積法による計算には不確定要素の存在が少ない。

第四に、キャッシュフロー見積法と財務内容評価法との比較で考えると、財務内容評価法は担保状況の確認など相手方である債務者の状況を確認する必要があり手間がかかる。取立ての見込がないと認められる場合など、それをいくらに見積もるかは、債務者の支払能力を判断する資料を入手できなければ、困難な場合が多い。反面、キャッシュフロー見積法は債務者の財務状況を詳しく斟酌することを要さない。ただし、キャッシュフロー見積法が財務内容評価法よりも絶対的に優位にあるというのではなく、ここで述べていることは債務者の財務内容を確認するという限られた場面での比較考察のことである。

6 会計上と税務上の貸倒見積高（貸倒引当金）算定のあり方

以上みてきたことをもとにして、会計上と税務上の貸倒見積高（貸倒引当金）算定のあり方を検討する。

前述したように、会計上は保守主義の観点から費用・損失を早期に計上することが要請されている。他方で、税務上は、貸倒引当金の計上に関しては厳しい要件を課している。例えば、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て等があった場合に、申立年度において貸倒見込額の50%相当額を当該年度に貸倒引当金として計上することとしているが（法人税法施行令96条1項3号）、更生計画の認可決定でなければ、申立てという事実だけでは貸倒見込額の全額を計上することはできない。

このように、税務上、厳格な要件を課しているのは、財政当局からみて歳入の安定という要請があるであろうし、貸倒引当金の性質として、損失が将来相当確実な程度発生するといえども、あくまでも将来の不確実な費用の見越計上の域をでないと考えられるためである。逆に、税務上、貸倒引当金設定基準を厳しくすると、企業にとって税負担が過重になりすぎて、企業の資本蓄積を阻害するという批判を免れない。

このような事態を解決するために、筆者は、貸倒引当金計上に関する会計上の緩やかさと税務上の厳しさを調整するため、統一的な処理が図れるよう基準を明確にすべきと考える。その方策としては、次のように考える。

第一に、貸倒見積高算定の根拠として、会計上も税務上も企業の財務内容から判断する場合があるが、それが抽象的すぎて不明瞭であるので、具体性をもたせた基準を作成することである。

会計上の財務内容評価法は、前述したように、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残高について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法であり、このことからわかるようにあまりにも抽象的であり漠然としすぎている。一方、税務上においても、債務超過の状態が相当期間続き、事業好転の見通しがなく、金銭債権の一部につき取立て等の見込みがないと認められる場合には、損失見込額を貸倒引当金に繰り入れることができるとしているが（法人税法施行令96条1項2号）、ここでいう事業好転の基準や取立て等の見込みのない場合の基準等は定かではない。このため、法人が判断した事業好転の基準や取立て等の見込みのない場合の基準をめぐって、課税庁と納税者（この場合は当該法人）との間で紛争が生じることが予想される。また、法人にとっては、当該基準で貸倒引当金を計上すると課税庁から後で税務調査で否認されるという恐れをいただき、いきおい当該基準での貸倒引当金の計上を控えるということになりかねない。要するに、貸倒見積高の算定は、実質基準では使いにくいのである。

このような解決策として、二つの方法が考えられる。一つは、形式基準の設定である。貸

倒引当金ではないが、貸倒損失の計上基準として、継続取引していた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したために取引を停止し、その後原則として1年以上経過した場合、当該経過した日以降、売掛債権の額から備忘価額を控除した金額を貸倒れとして損金経理できることとなっている（法人税基本通達9-6-3）。実務では、当該基準での貸倒損失計上が多く、その理由としては「1年以上経過した場合」という形式的な基準のため貸倒損失を計上しやすいと考えられるからである。このため、貸倒見積高の算定においては、形式的な基準を会計基準に盛り込むなり、通達レベルで規定するなりすべきである。

二つは、貸倒見積高の概算計上である。税務上、貸倒引当金の計上基準の一つとして、前述したように、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て等があった場合に、申立年度において貸倒見込額の50%相当額を当該年度に貸倒引当金として計上することとしている（法人税法施行令96条1項3号）。このような「貸倒見込額の50%相当額」という規定の仕方はより具体的であり、法人にとって貸倒引当金の計上額の計算に必要以上の神経を使わなくてもいい。これが、「金銭債権の一部につき取立て等の見込みがないと認められる場合（法人税法施行令96条1項2号）」のような規定であれば、一部という判断基準は非常にあいまいであり、法人にとっては貸倒引当金計上について後で課税庁に否認されるというリスクがある。このようリスクを避けるために、会計上も税務上も、貸倒見積高の概算計上を会計基準や通達に盛り込むべきと考える。ただし、「貸倒見込額の50%相当額」という場合、「見込額」という点に判断の相違が紛れ込む恐れがあるが、この見込額について前述した形式基準による算出をすることによって判断の相違が排除される。

なお、同様の規定が会計上の財務内容評価法にもある。それは、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当てる（金融商品会計実務指針114）、というものである。

第二に、会計上において認められているキャッシュフロー見積法を税務上も認めるべきである。いうまでもなく、時価は市場での売買価格のみで表されるのではなく、収益還元法による割引現在価値も時価の一つである。特に、前述したように、金利が減免された場合や元金返済スケジュールを変更した場合などは、キャッシュフロー見積法が実態に沿った手法として有効である。様々な視点で貸倒見積高を算定することがより合理性をもつものと考えられる。

また、キャッシュフロー見積法では、それが会計上で用いられようと、税務上で用いられようと、結果において貸倒見積高の金額は同様になる。このことは、会計上と税務上で統一的処理を行うという意味において好都合である。

以上のように、会計上と税務上の貸倒見積高算定のあり方をみてきたが、結論としては、

会計上と税務上とで統一的処理ができるような統一的基準を設けるべきである。

前述したように、会計上は保守主義の観点から貸倒見積高を早期に計上することが要請されその計上基準が比較的緩やかであるが、他方で、税務上は財政当局からみて歳入の安定という要請から貸倒見積高の計上に厳格な要件を課している。

しかし、貸倒見積高（貸倒引当金）の計上根基をみてみると、会計上は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする（企業会計原則注解18）、とある。一方、税務上は、当年度の費用又は損失として計上するためには、①将来におけるその費用又は損失の発生が確実に予想されること、②その費用又は損失の金額が相当に正確に予測できること、③その費用又は損失が当年度の収益と対応関係に立っていること、の三つの要件を満たさなければならないと解すべきとされている³⁷⁾。このような会計上と税務上の貸倒見積高（貸倒引当金）の設定根基をみてみても、実質的にはなんらかわりはない。したがって、このことから会計上と税務上とで貸倒見積高（貸倒引当金）算定のための統一的処理を行うべきである。

具体的な方法としては、前述したように、財務内容評価法に貸倒計上の形式基準と貸倒高の概算計上を盛り込むべきである。同時に、会計上に導入されたキャッシュフロー見積法を税務上も導入すべきである。そのために、会計上では金融商品会計基準等の改正と税務上では法人税法本法はもちろんのこと施行令、通達の改正が要請される。

なお、財務内容評価法とキャッシュフロー見積法は、それぞれが別の内容で、その適用場面が異なっている。前者は債権の回収が担保処分や保証による場合に適合し、後者は債権の回収が債務者の収益を回収原資とする場合に適合する。したがって、両者に優劣はない。

V おわりに

以上、有価証券、デリバティブ及び金銭債権の税務上の評価をみてきた。平成12年度の金融商品会計基準等の導入を契機に、税務上も法人税法改正が行われた。このことにより、会計上の取扱いと税務上のそれとの間に衝突が生じている。むすび当たって今までの記述と重複する部分があるが総括してみる。

第一に、有価証券の評価についてである。

その他有価証券の評価は、会計上では時価、税務上では原価としているが、その他有価証券の実体は持ち合い株式であり、それは外形上、売買目的有価証券とはなんら変わらないにもかかわらず税務上は原価での評価としている。ただし、その他有価証券の時価評価は、会

計上、貸借対照表上での時価評価であり、直接的に損益計算書上には反映させていない。このため、1株当たりの純資産価額の計算において、会計上も税務上も同一額を算出するために、税務上も会計上と同様に、その他有価証券を貸借対照表上のみ時価評価する余地はある。

会計上、売買目的有価証券で時価のない有価証券を原価評価しているために、税務上も原価評価することとした。しかし、売買目的有価証券である以上、会計上も税務上も、時価で評価すべきであって原価評価すべきではない。1株当たりの純資産価額、相続税法上の財産評価基本通達を用いて算出した価額、収益還元法による収益価格などを時価として取り扱うべきであろう。

そして、有価証券の強制評価減については、平成12年度の金融商品会計基準等の導入によって厳格に取り扱われることとなった。その一例として、それ以前は税務上の処理として、いわゆる50%ルールによって有価証券の強制評価減がなされていたが、今回の金融商品会計基準等の導入によって30%から50%の価格の低下によっても強制評価減を考慮することとされるなど、会計上の取扱いが税務上のそれより適切に処理されることとなったため、それぞれの取扱いに不整合が生じている。この不整合を是正し、税務上の取扱いを会計上のそれに統一すべきと考える。

第二に、デリバティブの評価についてである。

デリバティブについては、税務上そのノウハウを有していないということから、会計上の規定を踏襲した形で導入された。そのなかでも、割引現在価値の概念が初めて税務上にも採り入れられた。これは画期的なことであるものの、会計上で規定されている信用リスクの取扱いは税務上では採り入れられなかった。税務上でも信用リスクを考慮する必要がある。

さらに、特殊なデリバティブとして債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等があるが、これらはその機能が保険と類似しており、その意味では債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等は、保険を原価評価する関係でデリバティブの時価評価の例外として原価評価すべきであると考ええる。

第三に、金銭債権の評価についてである。

この分野においては、平成12年度の金融商品会計基準等の導入によっても、税務上は一切沈黙した。他の金融商品の取扱いと比べ対照的である。このため、会計上と税務上の取扱いが異なっていることが多い。例えば、貸倒実績率の計算方法が会計上と税務上とで異なっており、また、貸倒実績率の適用対象となる会計上の一般債権と税務上の一括評価金銭債権の範囲が異なっていることによって、法人が二つの貸倒見積高を計算する必要があり、法人の経理において非常に煩雑さをもたらしている。統一的な処理が図れるよう基準を明確にすべきである。

貸倒見積高の算出方法として、財務内容評価法とキャッシュフロー見積法があるが、財務内容評価法は貸倒計上の形式基準と貸倒高の概算計上を導入することによって、より使い勝手のよいものになると思われる。一方、キャッシュフロー見積法は税務上には規定がないが、金銭債権の状況、つまり、金利の減免や元金返済スケジュールを変更した場合などに適しており、キャッシュフロー見積法の採用を税務上も認めるべきである。

いずれにしても、会計上と税務上とで貸倒見積高（貸倒引当金）算定のための統一的処理を行うべきである。

本稿では、金融商品の税務上の評価として、有価証券、デリバティブ、金銭債権を取り扱ったが、本稿の内容はそれぞれの金融商品のほんの一部の問題である。今後、その他の問題の研究は筆者の残された課題である。

注

- 1) 金融商品会計意見書の末尾には、「本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、関係省令を整備するとともに、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置することが必要である」と記載されている。
- 2) 金融商品等の定義については、日下文男「金融取引と所得課税」大阪府立大学経済研究51巻3号118～119頁（2005）参照。
- 3) 具体的な金融資産の例として、円貨、外国通貨、預金、受取手形、売掛金、未収入金、貸付金、他の企業の公社債等、債権の流動化に伴う譲受人の当該債権の受領権、払込金領収証、申込証換金領収証、新株申込受付票、デリバティブ取引から生じた評価益（正味の債権）、有価証券（株式、出資証券）などがある。日本公認会計士協会 編『金融商品会計・外貨建取引の実務（改訂増補版）』46頁（税務研究会出版局、2001）。
- 4) 具体的な金融負債の例として、支払手形、買掛金、未払金、借入金、社債等、債権の流動化に伴う譲受人の当該債権の引渡義務、債権引受に伴う譲受人の当該債務の引受義務、有価証券売買取引に伴う売り手側の株式等の引渡義務、デリバティブ取引から生じた評価損（正味の債務）などがある。日本公認会計士協会、前掲書、48頁。
- 5) 有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である（金融商品会計実務指針59）。
- 6) 表の作成に当たっては、日本公認会計士協会、前掲書、106頁を参照した。
- 7) アメリカの内国歳入法（Internal Revenue Code）475条においては、証券ディーラー（dealer in security）が在庫として保有する有価証券については、各年度末に公正な市場価額で評価を行い損

益認識することが要求されている。アメリカの有価証券の時価評価については、伊藤公哉『アメリカ連邦税法（第3版）』167頁以下（中央経済社、2005）参照。

- 8) 日本企業は持ち合い株式を大量に保有しており、この持ち合い株式が「その他有価証券」に分類される。持ち合い株式とは俗称であり、「お互いに持ち合っている株式」という文字通りの意味のほかに、ビジネス上のメリットをねらって長期的に保有している株式という意味合いがある。しかし、「持ち合い」についての定義は非常に難しいので、他の定義を明示することによって、持ち合い株式は「その他有価証券」の分類にせざるをえなかった。中島康晴『時価・減損会計の知識』53頁（日本経済新聞社、2003）。
- 9) 中島康晴、前掲書、55頁。
- 10) 中島康晴、前掲書、58頁。
- 11) ただし、上場有価証券等以外の株式の価額について、財産評価基本通達を用いて評価する場合には、1株当たりの純資産価額の計算に当たり、上場有価証券については当該事業年度終了の時点における価額（つまり時価）によることとしている（法人税基本通達9-1-14(2)）。
- 12) 同様の例として、交際費の損金算入限度額の計算において問題となる。すなわち、交際費については、資本又は出資の金額（資本金）が5000万円以下の法人に一定の損金算入限度額が設けられているが（租税特別措置法61条の4）、資本又は出資を有しない法人については、事業年度終了の日における総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額の100分の60に相当する金額を資本又は出資の金額として損金算入限度額を判定することとしている（同施行令37条の4第1号）。そうすると、会計上の総資産の帳簿価額と税務上の帳簿価額が異なるので、会計上の貸借対照表を用いて税務上の資本の額又は出資の額を計算する場合には、その他有価証券の時価評価を原価評価に引き直す必要がある。
- 13) 持ち合い株式について、時価評価を適用したのは、持ち合い株式から生じている「含み」という潜在的利益を、業績変動バッファーとして利用するケースがこれまで非常によくあったため、この利益調整行為への歯止めを何ともしたかった、というマーケット側の事情があった。

とはいえ、持ち合い株式は長期保有を目的としていることから、売買目的の有価証券のように評価損益を即時に損益計算書に反映させる方式は採用せず、純資産の増減として扱うこととしたのである。中島康晴、前掲書、86頁。
- 14) 特定少数の投資家を対象に応募を呼びかけて発行される債券をいう。不特定多数の投資家を対象とする公募債に対して、非公募債という。また、縁故債とも呼ばれる。旧大蔵省の通達では、応募者が50人程度までが私募とみなされる。金森久雄 荒憲治郎 森口親司 編『有斐閣経済辞典（第4版）』538頁（有斐閣、2002）。
- 15) 私募債のなかには、発行体の格付けがないか、あるいは類似銘柄がないなどの理由により合理的な価額を算定することが実務的に困難なものがあり、これらは時価のない債券となる。例えば、特殊法人等の事業債、ベンチャービジネス等の未公開会社が発行する私募債などがこれに該当す

る。また、転換社債、新株予約権付社債は、それ自体に市場価格がない場合で、かつ時価として合理的な価額を算定することが困難である場合には、時価のない有価証券となる。日本公認会計士協会、前掲書、108～109頁。

- 16) 法人税法施行令119条の13第4号イに規定する合理的な方法により計算した金額とは、①上場有価証券等の市場価格に基づき、利率、残存償還期間、当該債券の発行者の信用度等を勘案して算定する理論価格方式、又は債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する事業年度終了の日の基準気配値の利回りをを用いて算定する比準価格方式その他合理的な方法により算定した価格、②ブローカー又は情報ベンダーから入手する①の方法に基づいて算定された価格としている（法人税基本通達2-3-33）。これは、金融商品会計実務指針61にある規定とほとんど同様のものである。
- 17) 会計上、株式については、市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価として取り扱い、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算出が可能としてもそれを時価としない（金融商品会計実務指針63）のは、前述の強制評価減の際に算出する1株当たりの純資産額を用いることと矛盾しないのであろうか。
- 18) 渡辺淑夫、下山宏『コンメンタール法人税法基本通達』448頁（税務研究会出版局、1996）。
- 19) 金融商品会計の中で最もインパクトを与えたのは、実は時価会計ではなく、一つには有価証券の評価減（強制評価減）の厳格化、もう一つは有価証券のクロス取引における売却益の否定である。中島康晴、前掲書、87頁。
- 20) 中島康晴、前掲書、88頁。
- 21) 奥田芳彦 編『法人税基本通達逐条解説（三訂版）』633頁（税務研究会出版局、2004）。
- 22) ただし、ウェザー・デリバティブなどで市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がある場合には当該価額をもって評価する（金融商品会計実務指針138、法人税法施行規則27条の7第3項5号）。すなわち、時価で評価する。これは、通常は時価の算出が困難であっても、少しでも時価の算出が可能なものは時価評価をする必要があるという意味である。
- 23) 税務上、債務保証等類似デリバティブ取引及びウェザー・デリバティブ等が取得原価として評価される理由は、そもそも時価の計算が不可能であったり、一定の計算は可能であるが恣意の介入する余地が大きすぎて課税の基礎にはなじまないからとされている。西村総合法律事務所 編『ファイナンス法大全（下）』801頁（商事法務、2003）。
- 24) 奥田芳彦、前掲書、245頁。
- 25) 中里教授は、保険とデリバティブをオフバランスとオンバランスの観点から詳細に分析されている。中里教授は、「保険の場合には、保険契約資産のようなものの資産計上は基本的に行われず、保険料を費用として計上する。これに対して、デリバティブに関しては、時価主義の適用がある。したがって、保険とデリバティブとは経済的実態が類似しているにもかかわらず、課税上の取扱いが異なったものとなりうる」とし、「預貯金は典型的なオンバランスの取引であり、保険は典型

的なオフバランスの取引であり、デリバティブはこの両者の中間であり本来はオフバランスの扱いであるものが、支払年の年度末に時価評価にさらされることになる。オフバランス取引とオンバランス取引との関係というものは、決して絶対的なものではない。両者の関係が相対的なのは、結局のところ、貸借対照表に計上すべき資産等の範囲が必ずしも確定的には決定できないためであろう。同様に、時価評価の対象となる資産等の範囲に関しても、理論的には、まったく同様の不明確さがつきまとう。これは、法人所得課税の宿命といってよいのではなかろうか。資産の範囲が不明確であれば、収益・費用も不明確となり、結果として所得の範囲も不明確になる。例えば、保険料や広告宣伝費を支払った場合に、何らかの無形資産が見返りとして形成されると考えるか否かにより、所得の額は異なったものとなる」と説明される。中里実「法人課税における保険とデリバティブの境界」小塚莊一郎 高橋美加 編『落合誠一先生還暦記念商事法への提言』940頁以下（商事法務、2004）。

- 26) 訟務月報49巻4号1334頁。判例評釈としては、浅妻章如「先物取引の建玉は相続税の課税対象となるか、そしてその評価方法」ジュリスト1230号129頁（2002）。
- 27) 訟務月報30巻9号1725頁。
- 28) 税務訴訟資料159号851頁。
- 29) 金子宏『租税法（第10版）』490頁（弘文堂、2005）。
- 30) 中島康晴、前掲書、59頁。
- 31) これは、当該債権に関わる損失は、債権が回収されるまでの期間に発生することが見込まれると考えられるためである。中島康晴、前掲書、92頁。
- 32) 平成15年4月1日以降開始する事業年度から現行の中小法人に限定されたが、それ以前は、中小法人以外の法人も法定繰入率の適用が認められていた。
- 33) 中島康晴、前掲書、61頁の例を引用した。
- 34) 中島康晴、前掲書、60頁。
- 35) 日本公認会計士協会、前掲書、157頁。
- 36) 一高助教授は、キャッシュフロー見積法について、「金融商品会計基準のもとでは、客観的な時価の測定の困難さを理由に、債権は、原則として時価評価はしないとしながら、将来の回収可能額を現在価値計算することで、時価主義的な資産計上を、評価損に関連してのみ許容しているように思われる」と説明されている。一高龍司「貸倒引当金と部分貸倒れに関する一考察」総合税制研究No.12118頁（2004）。
- 37) 金子宏、前掲書、318頁。